

令和6年度国民健康保険税課税限度額改正表

		改正前	改正後
医療分	所得割率	5.6%	5.6%
	均等割額	23,000 円	23,000 円
	平等割額	31,200 円	31,200 円
	課税限度額	650,000 円	650,000 円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.7%	2.7%
	均等割額	6,400 円	6,400 円
	課税限度額	200,000 円	220,000 円
介護分	所得割率	1.4%	1.4%
	均等割額	13,000 円	13,000 円
	課税限度額	170,000 円	170,000 円

※後期高齢者支援金分の課税限度額を20,000円引き上げ。

※税率の変更はありません